

2020年4月21日

北海道教育委員会 教育長 様

北海道高等学校教職員組合連合会  
中央執行委員長 尾張 聡

全北海道教職員組合  
執行委員長 川村 安浩

### 新型コロナウイルス感染症による再度の一斉臨時休校に関する緊急要望書

日頃より、教育条件整備にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。また、この間の長期にわたる新型コロナウイルスへの対応等、ご奮闘に敬意を表します。この間、佐藤教育長は新型コロナウイルスの対策に奮闘していただいたところですが、その最中での急逝となり、謹んでご冥福をお祈りいたします。

さて、新型コロナウイルスについて、北海道においては、一旦、感染者数は小康状態となったものの、4月上旬から再び拡大し、北海道においても病院や福祉施設での集団感染、感染源が特定できない市中感染も広がってきており、予断を許さない状況が続いています。

そのような中で、新学期は予定通りの学校再開となりましたが、「3密を避けられない」「手洗いなど感染症対策を実施することが物理的に困難」など、文科省や道教委が示した学校再開のガイドラインのチェック項目をクリアしているとは到底いえない状況での再開となりました。これは、文科省や道教委が必要な人的・財政的支援を整えず、十分な情報も伝えないまま、各学校に対応を丸投げしたことに原因があり、現場の過重な労働でなんとか支えていたと言わざるを得ません。臨時休校期間中に十分な準備を行い、来るべき学校再開に向けて同じような状況にすることは避けなければなりません。また、文科省、道教委が示す感染症対策自体が子どもにとってのストレスとなっているなどの報告も相次ぎ、学校再開に向けては、そうした問題を解決することも必要です。

この間、分散登校や臨時休校の判断など、二転三転する事例が数多くみられ、正確な情報を素早くわかりやすく提供することも道教委に求められています。以上の観点から、道高教組、道教組は、以下の項目について、改めて緊急に要請します。

#### 記

- 1 「臨時休校期間中の登校日の設定」については、社会的な接触を最大限に削減する観点からも慎重な判断を行うとともに、地域の実情や学校の実態に応じて、市町村教委や各学校の判断を尊重すること。
- 2 臨時休校期間中に、学校再開に向けた感染防止対策の条件整備を十分に行うこと。また、これらの対策が十分に整うまでは、学校を再開しないこと。
  - ①マスクや殺菌アルコール、手袋、非接触の体温計など、再開にあたり必要な衛生資材を十分に確保すること。
  - ②校内で症状が出た場合の隔離の体制、寮や寄宿舎の児童生徒の感染防止および、感染が疑われる場合の緊急対応について、十分な方針を示すこと。
  - ③心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員など、相談体制を確立すること。
  - ④教室内での過密な状況を解消して感染リスクを下げるため、少人数指導が可能となるよう条件整備を行うこと。
  - ⑤児童生徒のいのちと健康・安全を確保するための必要な対応がとれる体制を整えるため、教職員の加配、学習支援員やスクール・サポート・スタッフの配置などの条件整備を行うこと。
  - ⑥公共交通機関で通学する生徒の感染防止のため、列車の増便や時刻表の改善など、各公共交通機関への要請を行うこと。
  - ⑦スクールバス通学の過密状態を解消するため、バスの増便や添乗員の確保、市町村への支援等を行うこと。
  - ⑧新年度の学校再開にあたっては、感染防止対策の対応に養護教諭等、一部の教職員に過重な負担がかかっていたことから、今後の対応について、学校全体として行うよう改めて周知徹底すること。
- 3 臨時休校により計画された授業時数が確保できない場合でも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はないとする文科省の通知、地域や学校の実態を踏まえ、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。
  - ①学習できなかった内容の指導については、機械的に授業時数を確保することで対応するのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
  - ②休校期間中に出される「課題」は、子どもたちにとって過重な負担とならないよう周知徹底すること。

- ③補充のための授業等の資料の使用を各学校へ押しつけないこと。
  - ④生徒のケアなどの対応を優先するため、道教委が独自に実施している「北海道高等学校学習状況等調査」を中止し、「学びの基礎診断」の中止を文科省に要請するとともに、道教委として不参加の判断をすること。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大にともない、収入が激変した世帯の子どもたちの、教育を受ける権利を保障すること。
- ①新型コロナ感染対策により、収入が激減している世帯に対して、就学援助等の必要な援助を行うとともに制度や申請方法などを周知徹底すること。
  - ②準要保護世帯の所得基準を引き上げ、収入が激変した世帯が教育費負担で困窮することがないようにすること。
  - ③新型コロナウイルスの流行はすでに経済状況を大きく悪化させているため、就学援助を年度途中で申請しても、遡って支給する手立てをとること。
  - ④学校給食がなくなり、昼食費の負担が重くなっている就学援助世帯に対し、昼食費用を負担または補助すること。
  - ⑤高等学校等、高等教育に対しても家計急変により収入が激変した世帯に対して「高等学校等家計急変支援金」の制度が活用されるよう周知徹底すること。
  - ⑥大学の奨学金制度申請について、申請時期を延長するよう日本学生支援機構に要請すること。
- 5 教職員のいのちと健康を守るために必要な措置を講じること
- ①臨時休校期間中は、学校機能を確保するための最低限の勤務体制としつつ、在宅勤務や特別休暇などを実施し、可能なかぎり接触の機会を減らすこと。
  - ②学校再開後、教職員の感染防止対策を推進するため、衛生委員会のとりくみの具体的方策について周知すること。
  - ③在宅勤務や災害事故休暇の取得など、教職員や管理職の事務処理の負担軽減のため、手続きの簡素化などを行うこと。
- 6 臨時休校期間中、家庭との連絡に必要な通信費、課題や連絡文書の郵送料などを予算措置すること。
- 7 臨時休校に伴う非常勤職員の勤務について、日額制の職員の賃金に不利益が生じないこと、勤務の扱いは本人の意向を尊重することを十分に周知するとともに、在宅勤務を積極的に推奨すること。
- 8 部活動の再開にあたっては、児童生徒のいのちと健康・安全の確保、学習保障、また、教職員が感染防止対策に集中できるような観点を貫き、慎重に判断するよう関係団体に周知徹底すること。
- 9 新たに始まる出退勤管理システムは、新型コロナウイルスの感染拡大対策を優先し、運用を凍結すること。また、試行的に実施する場合でも集計の報告などは強要せず、教職員に負担をかけないようにすること。
- 10 「1年単位の変形労働時間制」の導入にかかわり、職員から意見を聞くなど、制度の議論は感染終息まで行わないこと。

以 上